

堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・美原町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、堺市・美原町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、堺市・美原町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、堺市・美原町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、堺市及び美原町の合併に必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事の互選により定めるものとし、副幹事長は、幹事長が選任するものとする。

(幹事長等の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長の要請により、又は幹事長が必要に応じて随時開催する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要と認めるときは、会議で協議し、又は調整する案件に関係のある幹事のみで会議を開催することができる。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議等の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(関係者の出席)

第10条 幹事長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 8 日から施行する。

別表（第3条関係）

団体区分	職名	氏名
堺市	助役	内 原 達 夫
	助役	伏 見 弘 之
	収入役	藤 森 正 熹
	水道事業管理者	村 田 洋
	教育長	高 橋 一 徳
	技監	長 瀬 龍 彦
	市長公室長	指 吸 明 彦
	市長公室理事(政策担当)	木 戸 唯 博
	市長公室理事	池 川 哲 彦
	総務局長	高 橋 保
	財政局長	田 中 豊
	市民人権局長	宇都保 靖 彦
	環境局長	山 田 修 司
	健康福祉局長	向 井 健 次
	産業振興局長	松 田 昭
	建築都市局長	金 田 明
	建設局長	本 池 照 藏
	水道局長	石 崎 享 彦
	教育次長(管理担当)	靄 間 健 一
	教育次長(指導担当)	道 浦 勁
	議会事務局長	木 下 憲 彦
	堺市高石市消防組合消防長	井 上 壽 一
美原町	助役	野 田 博
	助役	松 川 安 治
	収入役	永 田 智
	教育長	福 永 正 博
	総務部長	藤 戸 誠 司
	住民文化部長	岡 本 憲 一
	保健福祉部長	竹 口 耕 一
	都市整備部長	舟 橋 孝 郎
	教育次長	奥 野 信 行
	議会事務局長	小 谷 武 司
	水道事業所長	北 野 順 三
	消防長	柳 本 正 美